

平成18年度、第2回臨時議会 厚生委員長報告

平成18年4月25日

平成18年度、第2回臨時町議会で厚生委員会に付託されました4議案の審査の結果を報告いたします。

第40号議案は、「国民健康保険税条例の一部改正」の専決処分の承認を求めるものです。

「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が平成18年3月10日に交付され、平成18年4月1日施行される事と、先程、総務文教委員長の報告でもありました「地方税法の一部を改正する法律」が公布施行されることに伴ない、「志免町国民健康保険税条例」の一部を改正する条例の専決処分です。

改正内容の主なものの第1点目は、第3条、課税額の内、第3項の介護納付金課税額の賦課額の限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げるもので、第14条も関連して「8万円」から「9万円」に改正するものです。

第2点目は、65才以上の公的年金等控除の見直しが行われてきましたが、激変緩和措置として、段階的に本来負担すべき保険料額に移行できるよう、平成18年度から2年間、保険料の算定の際に特別控除を適用しようとするもので、公的年金等控除に公的年金等特別控除を18年度は13万円、19年度は7万円を設け、合計18年度は28万円、19年度は22万円の減額特例を設けるものです。

第3点目は、「地方税法の一部改正」で、条約適用利子所得等及び配当等による所得があった場合は、所得割額や減額判定のための総所得金額の算定時においても所得に含めるとなったため、住民税の特例と同様に国保税でも取り扱うとするものです。

以上審査の結果、厚生委員会全員賛成で承認といたしました。

次に第41号議案「志免町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について」を報告いたします。

本条例は平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」の第15条の「市町村に介護給付費等の支給に関する審査会を置く」により、障害者の福祉サービス利用支給決定の中に、二次判定をする「審査会」の設置を市町村が行わなければならない事となったため、その審査会を設置するに当たり「委員の定数」他、所要の規定を定める必要が出、提案されたものです。委員会構成は「障害保健福祉」に造詣の深い方で構成されるわけで、整形外科、精神科、内科、等の医師とその他の方からなるのではとの事です。

また規則については最終決済を受ける段階であるとの事です。

厚生委員会、全員賛成で採択です。

次に、第42号議案「志免町総合福祉施設「シーメイト」条例の一部を改正する条例の制定」について報告いたします。

3月議会における18年度予算でシーメイトのグランドピアノの予算が可決され設置するにあたり利用料金の規定を定める必要が求められ条例を改正するものです。

内容は条例の附則、別表第2その1の映像設備の項の次に「グランドピアノ使用料・1時間500円」を加える条例変更です。

利用料金は小ホールのグランドピアノ利用料を参考に、1時間当たりの額を算定したものです。

厚生委員会、全員賛成で採択です。

次に「平成18年度志免町一般会計補正予算、第1号」です。

厚生委員会としては、所管の委員会ですので、第41号議案の「認定審査会の委員の定数条例」の採決を行い全員賛成での採択を受け審査をいたしました。内容は総務文教委員長が先ほど報告されましたので省略しますが、障害程度区分認定審査会委員報酬と費用弁償の補正予算に対しましては、認定作業が支障なく円滑に行われるよう、人選等については十分配慮するよう要請いたしました。

また少数意見として旧国鉄跡地対策費の「草刈、フェンス予算」の額が少額で事業が行えるのかとの指摘もありました。

厚生委員会、採決の結果、賛成多数で採択です。

以上、厚生委員会に附託されました4議案についての審査報告を終わります。